



市内産業をPR あやせ得々スタンプラリー 参加事業者募集



イメージ

12月7日～来年1月31日に開催予定の、市内の店舗や工場などを巡る「あやせ得々スタンプラリー」の参加事業者を募集します。

この事業は、新型コロナウイルス感染拡大による産業まつりの中止を受け、同まつりの目的である本市産業を多くの方へ知ってもらう機会として、農・商・工業が連携して開催します。

自社の魅力ある商品や店舗をPRしませんか。

☎ 商業観光課 ☎70・5685

【参加条件】

- 次のいずれかに該当する中小企業者
- ①市内に工場がある製造業者で、開催期間中の特定の日に一般の方の見学を受け入れることができる(日時は要相談)
- ②市内に店舗があり、県が実施する感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせシステムに登録している
※詳細は、市ホームページをご覧ください
※条件に該当しない事業者などで参加を希望する方は、同課に相談してください

【事業イメージ】

- ①参加者(市民の方など)が観光情報提供アプリ「めぐると」に掲載されている店舗などへ行く



- ②会計時に(工場は見学時に)事業者が二次元コードを提示し、参加者はスマートフォンなどで読み取り、スタンプを取得する



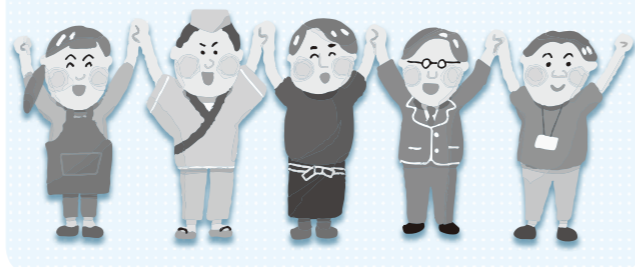
- ③参加者は、スタンプを一定数以上集めることで、市内産の賞品が当たる抽選会に応募できる



協賛事業者も同時募集

同事業の趣旨に賛同し、抽選の賞品の提供に協力していただける事業者も同時募集します。協賛店舗や賞品は、市ホームページやポスターなどでPRします。

☎10月30日までに同課にMAIL wm.705685@city.ayase.kanagawa.jpか電話



iOSご利用の方



Androidご利用の方



あやせ得々 スペシャルグルメ クーポン 事業のお知らせ

～12月7日 開始～



アフターコロナ・チャレンジ企業支援 パッケージ事業の受け付け開始

新型コロナウイルス感染症の収束後の社会構造の変化を見据えた新たなビジネスモデルの構築や、新たな事業展開を図る市内中小企業(製造業)を支援します。

☎ 工業振興企業誘致課 ☎70・5661

＜Aコース＞

- 内容 ピンチをチャンスと捉え、新たな事業へチャレンジするために要する費用の一部を補助
- 補助額 補助対象となる費用の5分の4で、上限は1000万円

＜Bコース＞

- 内容 AI・IoTの導入、オンライン商取引体制の構築、デジタル化対応に要する費用の一部を補助
- 補助額 補助対象となる費用の5分の4で、上限は300万円
- ※ A・Bコースともに、4年1月末までに完了する事業

■申 同課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、事前相談のうえ、必要書類を添えて、11月30日までに必着で〒252-1192市役所工業振興企業誘致課へ郵送

■その他

- ▶詳細は、市ホームページをご覧ください
- ▶国や県の認証制度による認証を受けている場合や受けようとする場合、感染症に対応したBCP(事業継続計画)を策定する場合は、補助率を最大10割に引き上げます
- ▶中小企業診断士による審査を踏まえ採択案件を決定します

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上減少が顕著となった飲食店などを応援する事業を12月7日～来年1月31日に実施します。同事業に参加登録した飲食店などで、飲食やテイクアウトなどの代金支払時にクーポン券を利用すると、1500円以上の支払いで1000円、1000円以上の支払いで500円の値引きを受けることができます。

クーポンの利用方法などの詳細は、広報あやせ12月1日号と、12月から公共施設などに配架するチラシに、2000円分のクーポン券(1000円券1枚、500円券2枚)と合わせて掲載する予定です。

参加できる店舗は、綾瀬市中小企業事業継続支援臨時給付金の支給を受けた飲食店など(売り場面積1000㎡以上の大型商業施設内にあるテナントを除く)で、商業観光課から個別に案内しています。該当店舗で案内が届いていない場合は同課へお問い合わせください。

☎ 同課 ☎70・5685



コロナ禍だからこそ商品を開発・宣伝しませんか 商業者支援事業補助金

商業者の魅力ある店舗づくりを支援し、市内商業の活性化を図るため、次のとおり各種補助制度を実施しています。

ウィズコロナ・アフターコロナを見据えて新たな逸品の開発や主力商品のPRをしてみませんか。

予算の範囲内で先着順に受け付けています。

■申 商業観光課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて同課へ直接
☎ 同課 ☎70・5685

＜商品開発事業補助金＞

新商品の開発に要した経費の一部を補助します。

■※ 市内に事業所のある小売業、飲食サービス業などの中小企業者で、本市の特色を生かした魅力ある商品を開発し、販売開始から1年以内のもの

■補助対象経費

①原材料費②パッケージやラベルなどの開発費

■対象補助額

開発に要した経費の2分の1以内で、上限は1商品につき10万円

＜販売促進事業補助金＞

開発した商品や主力商品の販売促進に必要な経費の一部を補助します。

■※ 市内に事業所のある小売業、飲食業などの中小企業者で、広告など宣伝により、販売促進を図るもの

■補助対象経費

①出店経費②広告など宣伝費

■対象補助額

販売促進に要した経費の2分の1以内で、上限は1商品につき10万円